

# 年金のお知らせ

## ◇国民年金の加入方法

国民年金は、誰もが加入する公的年金制度です。基本的には日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入する義務があります。加入者は、職業などによって下記の3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

〔第1号被保険者〕 20歳以上60歳未満の農業者、自営業、学生、フリーター、無職の方など。加入手続きは、ご自身で住所地の市区役所・町村役場の窓口で行います。

〔第2号被保険者〕 会社員や公務員などの厚生年金保険に加入されている方。加入手続きは、勤務先が行います。

〔第3号被保険者〕 第2号被保険者に扶養されている、年収130万円未満の20歳以上60歳未満の配偶者

の方。加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

＊会社を退職したときは、第2号被保険者およびその方に扶養されていた第3号被保険者は第1号被保険者への変更手続きが必要となりますので、お早めにお手続きをお願いします。

## ◇国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和5年度の国民年金保険料は、月額1万6520円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードやインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もありません。保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなる場合もありますので、保険料は必ず納付期限までに納めま

しょう。

※問い合わせは、青梅年金事務所 ☎ 30-3410

住民課 ☎ 83-2182

## 地域ささえあいボランティア事業

ささボラ（地域ささえあいボランティア）事業は、高齢者、障害者などで外出することが困難な方へ、医療機関の送り迎えや買い物援助する有償ボランティア事業です。

ささボラをご利用したい方（利用会員）、ささボラにご協力していただける方（協力会員）は、事前に登録が必要になります。

事業について詳しく知りたい方、登録をされたい方は、地域ささえあいボランティアセンター（社会福祉協議会）までご連絡ください。

※問い合わせは、奥多摩町地域ささえあいボランティアセンター

☎ 83-3855

## 令和5年度 固定資産価格の縦覧 固定資産課税台帳の縦覧 について

◎「固定資産価格の縦覧」  
今年度の土地・家屋の価格が自由にご覧になれます。

◎「固定資産課税台帳の縦覧」  
〔閲覧場所〕 住民課窓口  
〔閲覧できる方と閲覧範囲〕  
○固定資産税の納税義務者  
本人が所有している固定資産

この縦覧制度により、期間中に限り納税者の方が所有する土地・家屋の価格と町内の他の土地・家屋の価格を比較することができなくなります。

◎「縦覧期間」  
5月31日（水）まで  
（ただし、閉庁日を除く）

◎「縦覧時間」  
午前8時30分～午後5時15分  
〔縦覧場所〕 住民課窓口  
〔縦覧できる方〕  
町内に所在する土地・家屋に係る固定資産税の納税者

◎「固定資産課税台帳の縦覧」  
固定資産課税台帳は、年間を通じて閉庁日を除く毎日、閲覧できます。

◎「縦覧期間」  
5月31日（水）まで  
（ただし、閉庁日を除く）

◎「縦覧時間」  
午前8時30分～午後5時15分  
〔縦覧場所〕 住民課窓口  
〔縦覧できる方〕  
町内に所在する土地・家屋に係る固定資産税の納税者

◎「固定資産課税台帳の縦覧」  
固定資産課税台帳は、年間を通じて閉庁日を除く毎日、閲覧できます。

◎「縦覧期間」  
5月31日（水）まで  
（ただし、閉庁日を除く）

◎「縦覧時間」  
午前8時30分～午後5時15分  
〔縦覧場所〕 住民課窓口  
〔縦覧できる方〕  
町内に所在する土地・家屋に係る固定資産税の納税者

◎「固定資産課税台帳の縦覧」  
固定資産課税台帳は、年間を通じて閉庁日を除く毎日、閲覧できます。

◎「縦覧期間」  
5月31日（水）まで  
（ただし、閉庁日を除く）

◎「縦覧時間」  
午前8時30分～午後5時15分  
〔縦覧場所〕 住民課窓口  
〔縦覧できる方〕  
町内に所在する土地・家屋に係る固定資産税の納税者

☎ 83-2190



ささえあいボランティア・年金ほか